

福岡建築行政研究会 関係団体 様

## 建築物等の耐震化にかかる補助事業の補助拡充について

令和8年4月1日から下記補助事業について、補助内容を拡充しましたので、貴団体会員等へご周知くださいますようお願いいたします。

### ①建築物耐震診断費補助事業

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築された建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助します。

補助対象について、

用途・規模に関わらず全ての建築物を対象とする拡充を行いました。

### ②木造戸建住宅耐震建替費等補助事業

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築された木造戸建住宅の建替えや住替えに伴う除却、一定の条件を満たした空き家の除却に要する費用の一部を補助します。

補助対象について、当該地での建替えのみであったものを、

住替えに伴う除却及び、相続から約3年以内の空き家を除却するものについても対象とする拡充を行いました。

※補助額は対象要件によって異なります。

### ③ブロック塀等除却費補助事業

道路に面した高さ1m以上の危険なブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助します。

補助額について、

上限額	15万円	⇒	<u>30万円</u>	
1.0mあたり	5,000円	⇒	<u>15,000円</u>	
補助率	1/2	⇒	<u>2/3</u>	に拡充しました。

【お問い合わせ先】

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部 建築物安全推進課 耐震化促進係

電話 092-711-4580

# 建築物の耐震診断への補助について

福岡市では、災害に強いまちづくりを目的に、住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「福岡市建築物耐震診断費補助事業」を実施しています。

昭和56年5月31日以前に建築された建築物の**耐震診断**に要する費用の一部に補助金を交付しています。耐震診断を希望される方は、是非ご活用ください。

**※令和8年度より、補助対象を規模や用途に限らず「全ての建築物」へ拡大しました！！**

## ■事前相談

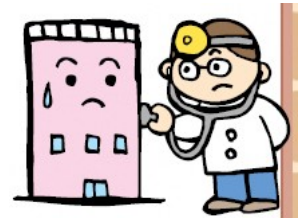
申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、予定している耐震診断の内容（建築物の情報や補助額の見込み、実施時期など）について市との協議が必要です。

**※耐震診断を既に着手・完了した場合は、この事業の対象とはなりませんのでご注意ください！**



## ■補助対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した建築物。



## ■補助金の額

<戸建住宅の場合>

耐震診断に要する費用の3分の2を乗じて得た額の100円未満を切り捨てた額以内。ただし、次に定める額を限度額とします。

イ 診断を簡易に行う場合は47,200円（目視や図面により改修の要否のみ簡易的に判断）

ロ 診断を詳細に行う場合は204,000円（詳細な調査により必要な改修内容の判断が可能）

※木造戸建住宅耐震改修工事の補助金を受けるためには「ロ」の詳細診断が必要です。

<戸建住宅以外の場合>

耐震診断に要する費用（次に定める額を限度とする。）の3分の2を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額以内。ただし、簡易診断の場合は、35万円を限度とします。

イ 面積1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡

ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡

※第3者機関の判定などの費用を要する場合は、上記限度額に2,350,000円を限度として判定などに要する費用の3分の2を加算します。

**※補助戸数に限りがありますので、耐震診断をご検討中の方は早めにご相談下さい。**

## ★事前相談及び問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局建築指導部 建築物安全推進課

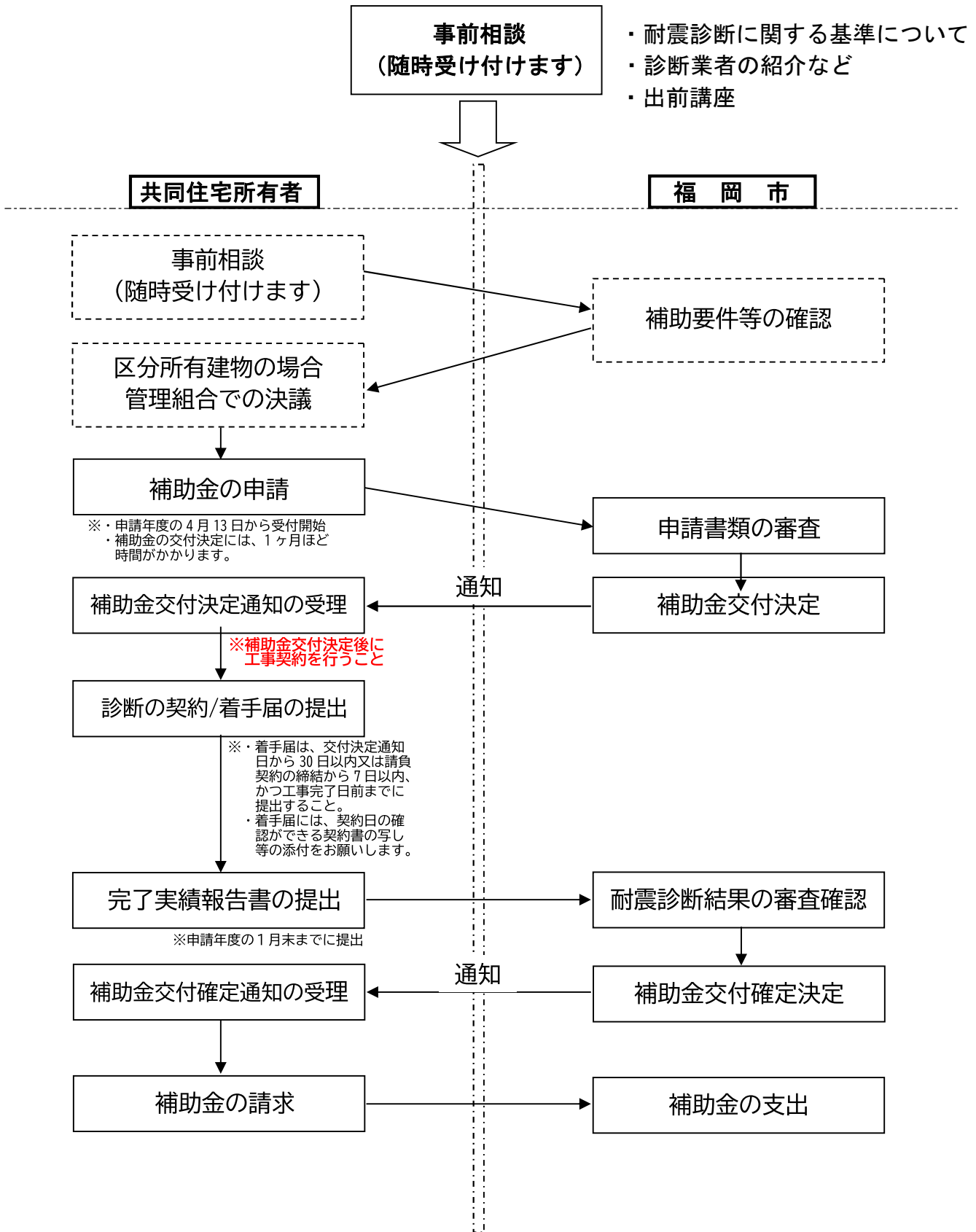
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

ホームページ：[https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid\\_safe/life/006.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid_safe/life/006.html)

福岡市ホームページ > くらし・手続き > 住まい・引っ越し > 住まいを建て替える・補修する > 耐震工事 > 共同住宅の耐震診断費補助事業(要綱及び様式をダウンロードできます)

(裏面の『手順の流れ』をご覧ください)

『手続の流れ』



○代理受領制度が使えます

代理受領制度とは、耐震改修工事等を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。申請者は工事費等と補助金の差額のみ用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。補助金の申請とあわせて、代理受領制度を申請することで利用できます。

# 福岡市木造戸建住宅

## 耐震建替費等 補助事業

補助額  
20~50万円

福岡市では、震災に強いまちづくりを目的に、耐震改修工事と同等な効果を持つ「建替」という改修方法等についても、費用の一部を補助する『福岡市木造戸建住宅耐震建替費等補助事業』を平成19年4月1日から始めています。

### ■事前相談

補助金の申請を行うためには、耐震診断を実施する必要があります。また、予算には限りがあります。建替等をご検討中の方はスケジュールを決める前に必ずご相談下さい。

※既に工事契約をした場合や、工事を開始・完了した場合は、この事業の対象となりませんのでご注意ください。

### ■補助対象住宅

対象の住宅が以下のすべての条件を満たすもの。(① ②は既存建物、③ ④は新築建物)

- ① 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した、2階建て以下の木造戸建住宅。
- ② 耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された(上部構造評点0.7未満)もの。  
※耐震診断は(財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」等に基づき実施してください。
- ③ 新築を行う住宅が「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(改正含む)」に規定する基準を満たすこと。
- ④ 建替後の住宅が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(改正含む)」に規定する「土砂災害特別警戒区域」内に存しないこと。

### ■補助対象者

以下のすべての条件を満たす者。

- ① 既存の住宅の所有者又は居住する者。
- ② 以下 I、II のいずれかに該当する者。  
I: 既存住宅を除却し、建替もしくは住替を行う者  
II: 相続した空き家を除却する者  
(相続から約3年以内)
- ③ 市税を滞納していない者。

### ■補助金の額

以下A~Bのいずれかの補助額となります。

#### A: 建替工事

既存住宅1戸につき20万円  
一定の要件を満たす(※)場合、除却工事に要する経費の23%を、30万円を上限として加算(最大50万円)

#### B: 除却工事(※)

除却工事に要する経費の23%を補助し、上限30万円。

※)Aの加算やBの補助を受けるには、居住している住宅であることや、相続から3年以内の空き家であること等の要件の、いずれかに該当する必要があります。詳細は福岡市HPをご確認ください。

(裏面の「手順の流れ」をご覧ください)

★事前相談及び問い合わせ先

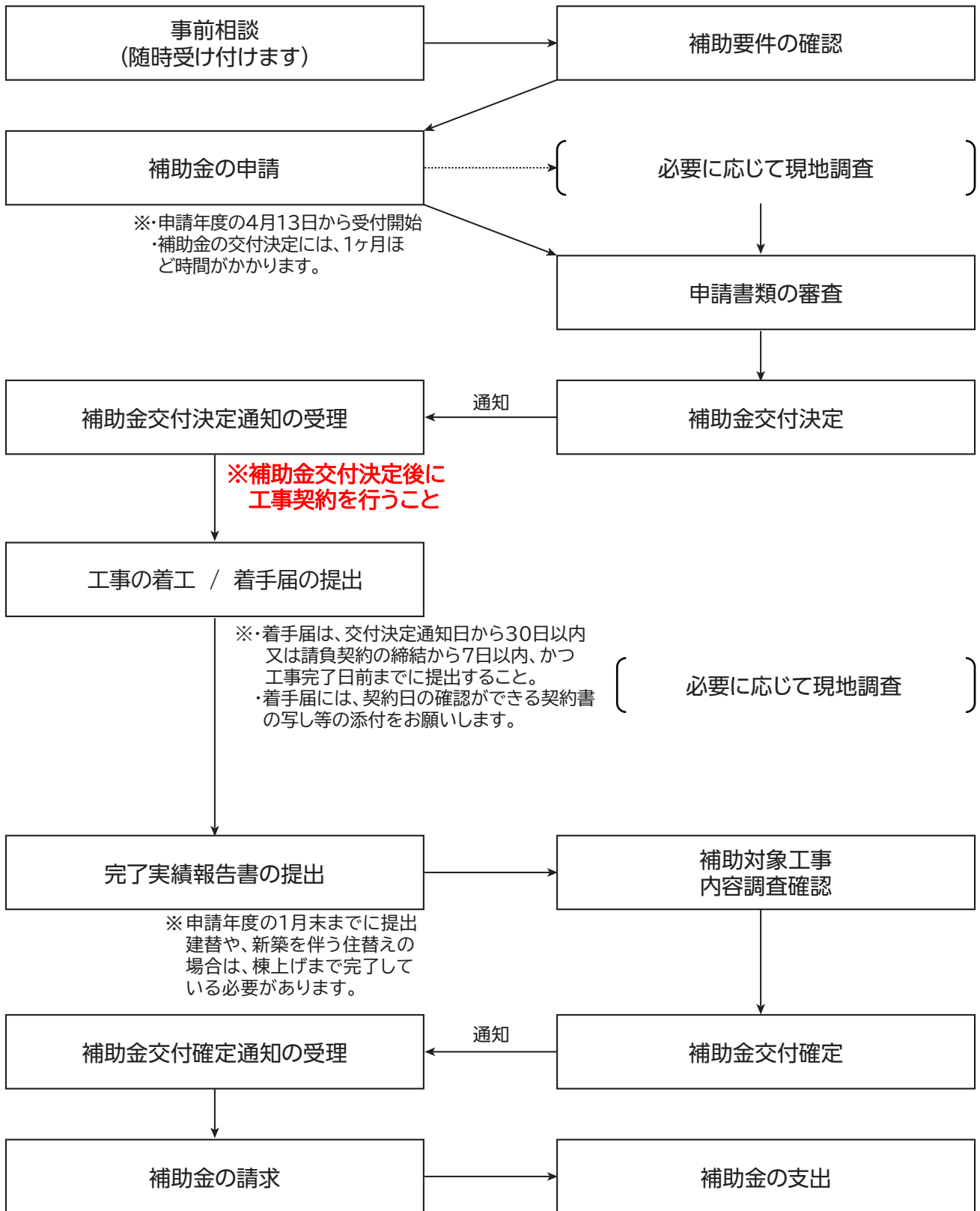
福岡市住宅都市みどり局建築指導部 建築物安全推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

# 福岡市木造戸建住宅耐震建替費補助事業『手続きの流れ』

申請者

福岡市



## ●代理受領制度が使えます

代理受領制度とは、建替工事等を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。補助金の申請とあわせて、代理受領制度を申請することで利用できます。

道路に面したブロック塀をお持ちでないですか？

ひび

かたむき

高さ

気になるなら...

最大  
30万円

# 福岡市ブロック塀等 除却費補助事業 について

福岡市では、**道路に面し、倒壊の危険性がある**ブロック塀等の除却費用の一部を補助することにより、災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難所への避難経路を確保することを目的に、「福岡市ブロック塀等除却費補助事業」を設けています。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（万年塀及び門柱は対象外。）のことです。

## ■事前確認

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、「チェックリスト(申請)」(市の窓口や福岡市HPより取得可)を利用して既存のブロック塀等が補助の対象になるか確認してください。チェックリストや補助金申請書類の作成にあたって不明な点がある場合は市の担当者へご相談ください。

※既に工事契約をした場合や、工事を開始・完了した場合は、この事業の対象となりませんのでご注意ください。

## ■補助内容、補助金の額

除却するブロック塀等の長さ(単位はメートルとし、0.1メートル未満の端数が有るときは、これを切り捨てる。)に15,000円を乗じた額と除却に要する費用の2/3に相当する額のどちらか低い額(計算した額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。)とします。ただし、30万円を上限とします。

## ■補助対象工事

下記①~③の、道路に面して設けられているブロック塀等を除却する工事が対象です。

- ①高さが2.2mを超えるコンクリートブロック塀
- ②高さが1.2mを超えるコンクリートブロック塀で、控え壁が有効に設けられていないもの
- ③1m以上のブロック塀等で、調査により著しいひび割れ又は傾き等が認められ、特に危険な状態にあるもの

※高さ2.2mはブロック11段程度、高さ1.2mはブロック6段程度、高さ1mはブロック5段程度です。(ブロック1個の高さは約20cm)

## ★事前相談及び問い合わせ先

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部  
建築物安全推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号  
TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

(裏面の『手続の流れ』をご覧ください)

## ■関連補助

ブロック塀の除却とあわせて新たに緑化される場合は、「緑化助成事業」が利用できる場合があります。詳細はホームページでご確認ください。

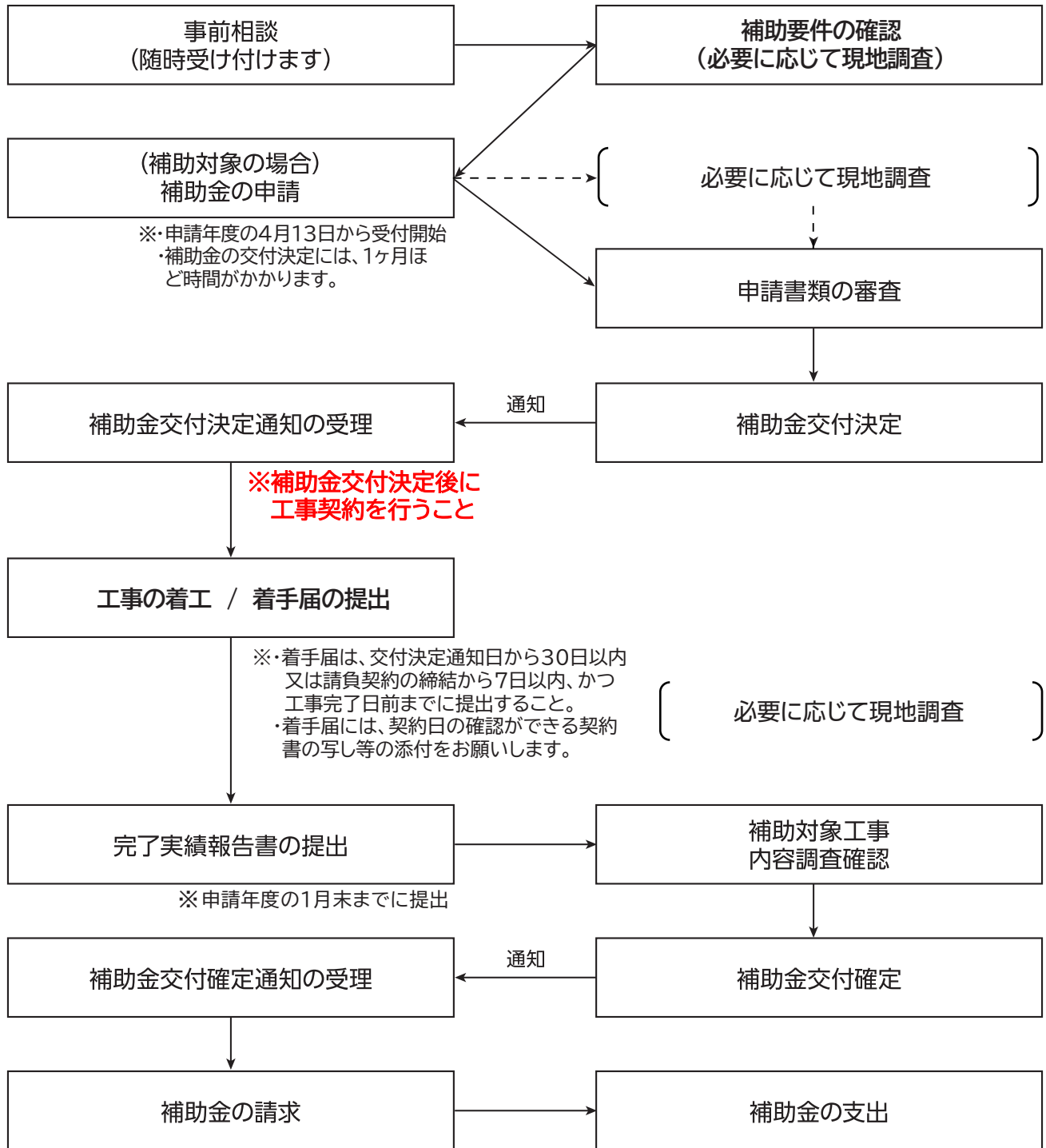
「福岡市緑のまちづくり協会 緑化助成事業」で検索。  
または右記よりご確認ください。 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒



## 福岡市ブロック塀等除却費補助事業『手続きの流れ』

申請者

福岡市



### ●代理受領制度が使えます

代理受領制度とは、除却工事等を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。補助金の申請とあわせて、代理受領制度を申請することで利用できます。